

沿道建造物等修景事業補助金交付のご案内

尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内で沿道建造物等の所有者または管理者が、修景整備する経費の**3分の2（最大20万円）**を助成します。

※対象となる建造物等は、道路美装化対象路線等に面している建築物・工作物等、又は尾道市景観地区内にあるものになります。

※尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域は裏面をご参照ください。

※修景整備とは、歴史的風致の維持及び向上に寄与することを目的とする沿道建造物等の外観の整備、設備等の遮へい物設置による整備などを行うことです。

補助金交付申請については次のとおりです。

○補助対象者

沿道建造物等の所有者、又は管理者であり、以下の要件に該当する方

- ①尾道市税等を滞納していないこと
- ②この補助金に係る改修に関して国・県・市の制度による他の補助を受けていない方

○補助対象事業

- ・ 建築物の外観を修景整備する事業
- ・ 門、塀、日除け等の外観を修景整備する事業
- ・ 空調、給排水等の設備に対する遮へい物設置等による事業

○注意事項

- ・ 補助金の交付は、同じ沿道建造物等において1回限りとします。
- ・ 尾道市の景観形成の方針（色彩等の基準）に沿う修景整備であることが必要です。
- ・ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に所在している場合は、補助の対象にすることはできません。
- ・ 沿道建造物等である場合で、道路美装化対象路線や既に美装化された路線、又は参道から容易に見ることができない部分の改修は補助の対象とはなりません。（景観地区内であればこの要件は問いません。）
- ・ 補助対象事業の施工業者は、原則として市内に本店、支店、営業所、事業所その他これらに類する施設を有する法人及び個人事業者に限ります。
- ・ 補助金交付申請は修景工事を行う前に必要です。詳しい手続等はお問い合わせください。

申請・お問い合わせ先

尾道市役所 まちづくり推進課

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

電話 0848-38-9223（直通）

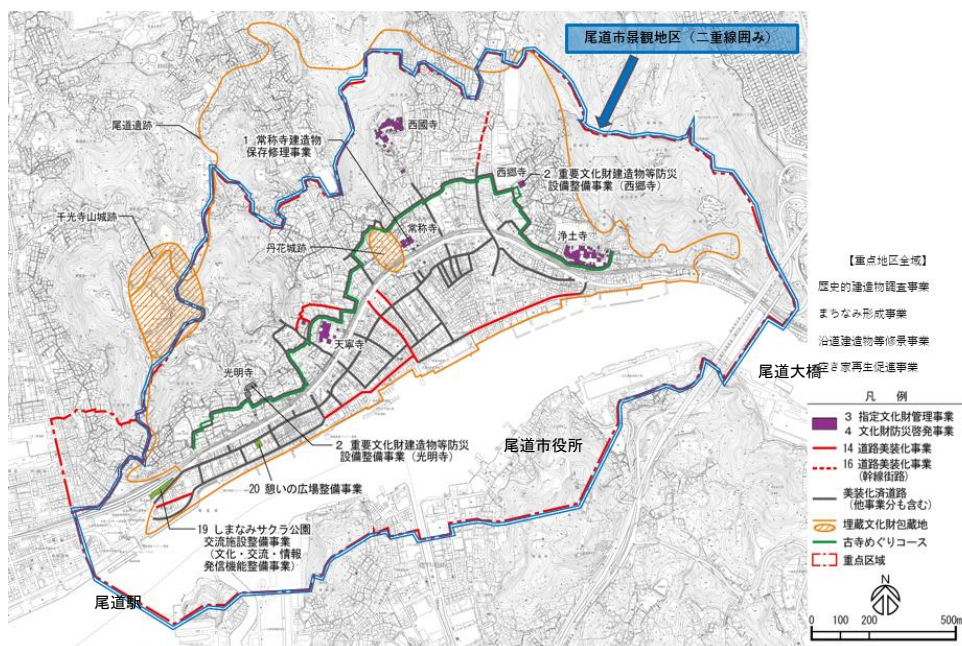
e-mail toshi@city.onomichi.hiroshima.jp

HP アドレス <http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/1011.html>

重点区域（補助金事業対象）

※「**— · —**（破線）内」（両地区とも海面を除きます。）

【尾道・向島歴史的風致地区 約207ha】



【瀬戸田歴史的風致地区 約137ha】

